

## 「林業・木材産業改善資金」貸付申請書類一覧表

No.	様式番号	書類名称	転貸	直貸	備考
1	第25号	林業・木材産業改善資金借入申込書	●		
2	第2号	林業・木材産業改善資金貸付申請書		●	
3	第3号	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 (林業・木材産業改善措置に関する計画書)	●	●	
4	3号の別紙 1～3	林業・木材産業改善措置の目標	●	●	1～3のいずれか一つ。
5	3号の別紙 4～6	林業・木材産業改善措置の内容	●	●	4～6のいずれか一つ。
6	第4号	収支償還計画書(個人1,2, 法人・団体3,4)	●	●	
7	—	事業費見積書(購入機械費、工事費など)	●	●	原則2社以上。1社随意契約の場合業者選定理由書を提出。
8	—	直近3年分の法人税(所得税)申告書	●	●	
9	—	直近3カ年分の決算書(個人の場合、損益計算書、貸借対照表)	●	●	
10	—	取得する機械、施設等のカタログ又は参考資料	●	●	
11	—	団体の規約 又は 定款	○	○	
12	—	商業登記簿謄本(商業登記事項証明書)	○	○	団体・法人の場合提出。
13	—	当該借受に係る議決に関する資料	○	○	
14	第7号	連帯保証人資産・負債状況調書		○	連帯保証人を立てる場合提出。
15	—	連帯保証人の所得証明書		○	・申請額が500万円未満の場合No.14(様式7号)省略可。
16	—	連帯保証人の市町村固定資産評価証明書 (物件毎の評価額のあるもの)		○	・個人の申請額20万円以下の場合No.14～17省略可。
17	—	不動産登記簿謄本		○	・森林組合等の申請額500万円未満の場合No.14～17省略可。
18	担保様式 第1号	担保物件提供申出書		○	
19	—	市町村固定資産評価証明書 (No.16と同一の場合は1部のみで可)		○	担保を提供する場合提出。
20	—	不動産登記簿謄本 (No.17と同一の場合は1部のみで可)		○	
21	—	公図		○	・No.22(担保様式1-2)は、借受人が企業等で、担保が代表者個人資産提供の場合も提出。
22	担保様式 第1号の2	物上保証人による担保物件提供同意書 (担保物件が当該申請者以外所有である場合)		○	
23	第5号	(未成年後見人の)同意書	○	○	申請者が未成年の場合提出
24	—	施設の位置図、配置図、平面図(内部の使用区分明記)等、及び建築確認書又は建築申請書の写し	○	○	施設取得の場合提出
25	—	貸付を受けるに当たって権利関係を設定している場合は、当該権利の設定契約書当の写し	○	○	該当する場合提出

## (参考)

- ※ 上記「●」は必須提出です。「○」は該当者のみ提出してください。
- ※ 直貸(ちよくたい): 県直接貸付。森林組合等又は県地方振興(地域)事務所へ申請。  
転貸(てんたい): 金融機関貸付。七十七銀行、仙台銀行へ申請。(他金融機関を希望の場合は要相談)。
- ※ 貸付申請にあたっては、申請額以上の保証能力のある連帯保証人又は担保の提供が必要です。  
「保証能力」= 正味財産(資産-負債)+余剰金(収入-支出)-債務保証額(連帯保証している額)
- ※ 転貸申請の場合、農林漁業信用基金の債務保証が利用できます(金融機関窓口で申し込み)。  
① 保証人は必須(資産のある身内可)。経営・資産状況によっては担保が必要となります。  
② 債務保証に係る出資金及び保証費用の目安(共通基盤に試算表ファイル有り)  
・出資金 = 借受額 ÷ 42(保証倍率H31.4.1現在)(万円未満切上げ)  
・保証料 = 償還残額 × 年0.1%～09%(農林漁業信用基金審査により決定)
- ※ 申請書の下書段階で必要書類を添えて見せてください。申請書作成の助言や、不備書類の確認をします。